

# 哲學研究

第百三十六號

第十二卷  
第七冊

## 辨證法の論理 (承前)

七

田邊 元

辨證法の絶對否定性が、理念の課程性に於て成立するものと考へらるゝ限りに於ては、純粹論理の本質に由來するものなること前節に述べた如くである。而して後に究明すべきヘーゲル特有の汎論理主義的同一哲學の假定を暫く度外視して、單に批判的方法論の立場から考へても、現實在の認識を構成する經驗的概念が、その論理的規定に於て絶對否定性の制約を受けなければならぬことは疑無い。何となれば、如何に經驗的なるも概念が概念として論理的意義を有する以上は、その内容を離れ、單にその論理的形式的意味の上から、純粹論理の制約の下に立たなければなら

ないのに、純粹論理がその本質上絶対否定性を有すること既述の如くであるからである。是に由り、現實在の認識に與る概念はそれが未だ理念に達せざるものである限り、皆その抽象性の故に自己の矛盾的對立者へ翻轉沒落し、その辯證的運動に從つて最も抽象的なるものから漸次具體的なるものへと進行する發展の階段を形造ることになる。純粹論理の立場からいふならば、定立の根柢を求めてそれを自己自身の内<sup>に</sup>定立として實現しなければ已まない『論理そのもの』(ロゴス)が、抽象的なる定立から否定と綜合とを重ねて無限なる課題の自覺としての理念にまで發展するのが所謂絶対否定性であるが、經驗的認識の概念といへども、その經驗的内容を離れ單に論理的形式的意味に於て、この純粹論理的絶対否定性を實現しなければならぬ。さて、純粹論理の發展に於てはその發展の主體たるものは即ちロゴスそれ自身であるから、定立から反定立へ移るのは同一なるロゴスであつて、定立も反定立もこの主體としてのロゴスの種々なる自己規定と考へられる。然るに經驗的認識の場合に於ては、その概念は常に内容的に充たされたもの (sachhaltig) であつて、定立とか反定立とかいふのも一定の内容に即して、之を基底とする所の形式的意味に於て成立するのである。従つてそれ自身に於て立つロゴスといふやうな主體は此場合

には考へられて居らない。若しロゴスといふならばそれはたゞ或内容に即して成立した概念そのものの論理性より外のものではあり得ない。従つて純粹論理の立場に於て、ロゴスそれ自身が定立に對し反定立を喚起し、抽象から具體へ發展の段階を辿るといはれるならば、經驗概念の場合には、一の定立概念に局限せられたロゴスが、その被局限性にも拘らずロゴスの全體を代表するといふ自己矛盾を犯す爲めに、背景にある全體の媒介に由つて反定立の概念に翻轉没落するといふことになる。而して此際反定立の概念といふのも、單に純粹論理の立場に於ける如き形式的のものでなくして、一定の内容に充たされた經驗概念であつて、たゞその論理的意味に於て反定立性を示すに止まる。その積極的内容的規定に於ては、それは單なる反定立でなく一定の定立でなければならぬ。反定立性は斯かる積極的内容を基底として、當該定立概念との關係上論理的形式的に成立するのである。従つてその積極的内容規定を單なる反定立性から導くことは出來ないのである。勿論反定立といふのは前節に述べた通り、綜合に於て實現せられるところの、定立の根柢としての具體的普遍者を思惟する媒介となるものであつて、定立も反定立もこの普遍者の限定としての特殊に外ならないから、反定立が所謂無限判斷に表はされる否定矛盾より以

上の積極的規定を有しないでも、それが媒介する普遍に由つて、單なる否定でなくその普遍の全體内に於て當該定立の否定であるといふ制限を有する。具體的普遍は曩に述べた如く、單なる質の對立としての肯定否定の矛盾對立を變じて、量の對立としての反對々立たらしむる媒介者である。單に質的に對立するものとしては互に排斥して相兩立することの出来ないものを、同一共通なるものの相反對する方向として一定の秩序に統一するのが、質を量化する媒介としての普遍である。其故此様な普遍の特殊化としては反定立も定立と同様に、その普遍に由來するところの規定を持つ譯である。これは最初の『無』に於ては定立の『有』それ自身が無規定なる定立一般であり、兩者の媒介的普遍としての『成』が單に定立性そのものに外ならない爲めに従つて無規定であるけれども、定立が具體的となるに従ひそれに伴つて規定を増し、反定立自身が漸次に具體的なる規定を有するものとなる。併しながら此様に反定立の概念が定立の概念の具體的となるに伴ひ自ら具體的となることは事實であつても、その故に否定の無規定性消極性が一般に消滅することは單に論理的には不可能である。無限判斷の述語となる否定概念は如何にその否定の行はれる地盤としての普遍が具體的となり、従つてその上に於て行はれる定立と反定立とが具

體的となつても、それが否定概念である限り定立肯定に對比して不定であるを免れない。今甲と非甲とが乙なる具體的普遍の共通の媒介に於て互に矛盾對立する特殊の概念であるとするならば、非甲も乙に由來する規定を有し、甲従つて乙が具體的であればある程非甲も具體的となることは明である。非甲は決して單なる『無』の如く無規定なるものではない。併しながら『甲にあらざる乙』といふ非甲の概念内包は、縦乙といふ普遍に由來する凡ての規定を有するも、『甲にあらざる』といふ否定的規定の故に、その普遍の内部に於ける限定は甲の場合の如く積極的でなくして消極的であり、前者に於ける如く一定の特殊を指定するのではなく、或特殊を除いた範圍に於て無限に自由なる選擇の餘地を解放するのである。純粹論理的には否定概念は常にこの意味の無限性不定性を脱却することはない。或は完全に具體的なる普遍としての理念が課題性を有するものでなく、有限の思惟過程に由つて實現せられるものであつたならば、反定立も定立と全く同様に規定せられたものであることが出来るでもあらう。併し此様な事は不可能なる要求である。理念は無限の課題の自覺より外のものであることは出来ない。従つて定立に對する反定立は、前者の有限なるに對し無限であり、不定であることを免れるものでない。其故此様な反定

立の概念が經驗的認識に於て如何に具體的普遍に由來する規定以上の積極的なる規定を賦與せられることがあるとしても、それは論理的に導かれたものでなくして、現實在の經驗に由來するものでなければならぬ。勿論それ等の經驗に由來する積極的規定が論理上その矛盾的に對立する定立概念に對し反定立の關係に立つ限り、それ等を統一した概念が反定立の概念として、定立の概念と共に綜合の概念に止揚せられるといふ辨證的意味を有することの可能なるはいふまでもない。たゞこの辨證的意味からその積極的規定が全部導かれるのでないといふのが今私の指摘しやうと思ふ點なのである。この制限の下に於ては絶對否定性は經驗的概念構成に對しても、それが論理的である限り妥當しなければならぬ。

辨證法の特色と考へられる否定性は右の如くにして純粹論理の立場から正當に承認せられるべきものであり、其限りそれは辨證法に特有なるものでなくして正しく理解せられたる論理そのものの本質に屬するもの、これを顯彰した辨證法は論理の本質をよく發揮したものであると考へられなければならぬのみならず、經驗的觀念に於てもそれが概念として論理的意味を有する限り、今述べた制限の下に辨證法的否定性の支配の下に立つことを認めなければならぬ。若し辨證法の名が専ら

この否定性に由來するものであるとするならば、論理的思惟は必然に辨證法的でなければならぬともいはれるであらう。然るにヘーゲルの辨證法はたゞこのやうな立場に止まるものではない。辨證法特有の否定性は寧ろ今迄述べ來つた純粹論理の本質に屬する否定性を打超えて、それ以上の意味を要求するところに存するのである。然らば所謂それ以上の意味とは何か。私は之を、右に述べた反定立の無限否定性としてのその消極性に對し、反定立の積極的規定性として特色附け得ると思ふ。辨證法は前述の制限を超えて、反定立が積極的に、少くとも定立と同程度の規定を具有することを主張しやうとするところにその特色を有すると思はれる。常に質の矛盾對立を量化して反對對立に變ずる綜合論理の立場から、具體的普遍を定立反定立の兩者に共通なる同一の媒介と考へ、その特殊化として反定立もその普遍の全體に屬する規定を分有するのみならず、定立の反對といふことが直ちに積極的の規定を意味して、其結果少くとも定立と同程度の規定を具有すると考へるのが辨證法に特有なる否定性の意味であると考へられる。併しながらこのことは右に述べた如く、論理的否定の一般の本質から導かれるものでないことは疑はれない。

若し理念の課題性を否定して、これを現實の思惟過程に由り實現せられるものと考

へるならば、其場合には斯かる理念を共通の普遍的媒介として、その特殊化たる定立も反定立も同様の限定を有すると考へ得るであらう。一方に於て前述の綜合の絶對性を主張し、發出論理を特色とするヘーゲルの辨證法は、理念の非課題性現實性を採つて居たものであるとも考へられる。當面の否定の積極性もヘーゲル特有の發出論理と密接に結びつく辨證法の特色の一つであるとも解せられる。クロイナ一の解釋などは主として斯かる傾向を有するやうである。併し他方に於いては、この否定の積極性を可能ならしめる前提が外にも考へ得られるのであつて、縦ヘーゲルに今述べた第一の立場が實際存することは否定出來ないとしても、更にこの第二の前提が、少くともこの否定の積極性だけに關係しては一層有力にはたらいて居たことは認めなければならぬと思はれる。而してクロイチェの如く辨證法の眞理性を段階的區別の組織的發展の原理たることに認め、それを反對の綜合たる絶對否定性に認めることを拒みて、寧ろ後者の無制限なる適用を敢てしたところにヘーゲル哲學の病根があると考へ、而してヘーゲルは後者に對する自己の創意の新奇に眩惑せられて、たゞ前者のみ成立するところにまでこれを擴張したのであると思惟するならばいざ知らず、ヘーゲル自身の言ふ所に重を置いて辨證法の他に換へ難き特色

を絶對否定性に認めるとするならば、それが特に如何なる前提の下に可能なるかを明にすることは、辨證法の理解と批判とに對し極めて重要な意味を有することではなければならぬ。而してクロイチエの解釋の如きものが果して如何なる深さまで辨證法の眞に徹したものであるかも、却てこれにより判斷することが出来ることも考へられるであらう。

それでは前述の辨證法が發出論理であるといふ一般の特色に結び付く理念の非課題性有限性といふ前提を離れて、特に辨證法に於ける否定の積極性を可能ならしむる前提と考へ得べきものは何であらうか。私はそれが辨證法に於ける概念の雙關的對立性といふことではないかと思ふ。私は第二節以來概念の綜合性が質の矛盾對立を量の反對々立に變ずることに就いて語つた。これは辨證法に限らず一般に綜合論理が——而して論理が論理である以上必ず何等かの範圍に於て綜合的でないければならぬ——必然に要求するところであつて、質の量化が行はれる限り具體的な論理的思惟が可能となるのである。併しながら此處に所謂質の量化といふのは質を變化し質の本質を消滅せしめて、その代りに量を置換へるといふことではない。若しこのやうな意味に於て質を量化するのが論理の綜合であるならば、綜合

論理に於ては質が質として意味を有することがなくなり、たゞ量のみが意味を有することになつてしまふであらう。斯くては判斷に於て質と量とを區別することさへ意味を失はなければならぬ。併しこのやうなことは事實不可能である。質を量化するといふのは決して斯かる置換を謂ふのではない。さうでなくして質は質としてそれ自身の本質を維持しながら、單に質のみの立場に於ては顯現せられない。その根柢に含まれるものを、量の立場に於て實現することを謂ふのである。約言すれば質を量の立場から観ることによつて、前者の隠れたる意味を顯現するのが質の量化である。其故質の代に量を置換するのでなく質が量の意味を自己の根柢から發展させるのである。即ち質と量とが結合するのである。従つて量化せられた立場に於ても本來單に直接に量として定立せられた規定には含まれないどころの質的意味が保存せられて居る。さればこそ綜合論理に於て質が量化せられ、單に質として顯現することの出来ない對立の媒介が同一共通なるものとして表はされても、その上に於ける對立は單なる量的相違に還元せられ、程度の差に歸せられるのである。依然として同一なるものの相反對する方向として對立せしめられるのである。共通なる同一の媒介者を有する點に於て量的であつて、同時にその反對する

兩方向といふ點に於て質的であるといふ意味で、質に量を結合するのが所謂質の量化である。さて此様な意味に於て質を量化するときは、否定といふことが一の重要な意味を新に獲得することを認めなければならぬ。單に質の立場に於て考へられた否定はいふまでもなく、或思念せられた事態の客觀性に對する要求を斥け、その妥當を拒絶することを意味する。従つて否定それ自身により客觀的に妥當する事態が定立せられるといふことはないのである。その意味に於て否定の結果は絶對の無に歸ることであると云つてもよい。然るに今若し量化せられた質の立場に立つならば我々は一の新しき面目に逢着する。この場合に於ては否定の結果は妥當に對する要求の拒絶といふ一の積極的事態として、その要求の承認と全く同じ程度の實有性を同一媒介者の上に保有するのである。定立も反定立も同一なるもの相反對する二方向として全く同じ積極の意味を有する。單なる質の否定に於ても、否定の作用とその志向的對象たる *Maynonig* の所謂『否定對象的』 *negatives Objektiv nach Meinong* とは勿論無でなくして積極的の有である。併しこの作用と對象とは一の意味志向が充實し得ざることをその内容とするものであるから、充實し得べき意味の世界、即ち換言すれば妥當なる意味の世界に對し何ものをも積極的に寄與

する所なく、たゞこの世界への入國權利を不當に要求するものを斥けるだけのほたらきをなすに止まる。即ち此世界に着目していへばその結果は有でなくして無であるといはれる譯である。然るに量化せられた質の立場といふのは定立と反定立とに共通なる同一の媒介者を顯現する立場であるから、それに於ては、前の場合にたゞ直接の作用として、未だ反省せられては居なかつたところの否定作用そのものが、その媒介者の上に於て反省せられ、定立肯定と全く互角に對立するものとして現れる。従つてその作用と志向的對象とが反省の立場に於ける積極的事態として成立するのである。即ちそれは反省の意味の世界に於て一定の妥當する意味を獲得し、無でなくして有となるのである。カントが初期の論文負量論 *Versuch, den Begriff der negativen Größen in die Weltweisheit einzuführen* (1762) に於て、數學の取扱ふ負量は論理的否定と異り實在的對立を意味するものであつて、前者は肯定と兩立することに由り背理を惹起するけれども、後者は正量と兩立してその結果合理的なる零を生ずることを説いたのは、負量の認識が論理に基かずして經驗に由ることを論じたものとして彼の經驗論的轉向の時期を示すものであるが、フイヒテの可分性 *Teilbarkeit* の概念に由る質的對立の量化が交互限定 *Wechselbestimmung* を單なる論理的對立ならぬ所謂實

在的對立にまで進ましめることが出来たやうに、質の量化は反省の立場に於て否定を積極的事態に移らしめるものである。斯くして否定は積極の意味を持つことが出来るといはれるであらう。

併しながら今述べた質の量化に由る否定の積極的意味の獲得は、右の叙説に於て明なる如く、一般に綜合論理に於て成立することであつて、特に辨證法に固有なるものではない。さきに私が辨證法に特有なる否定の積極性を可能ならしめる前提を求めるといふ課題を提出したとき意味した積極性は、これだけの意味のものではなかつたのである。私は今述べた綜合論理に一般に通ずる否定の積極的意味を明にすることに、寧ろそれを準備として曩に掲げた課題を解き、辨證法に特有なる否定の積極性を明にしてその前提を探らうと欲したのである。前に私が辨證法に於ける概念の雙關的對立性がその前提となるものではないかと思ふと言つた意味は、まだその一半を明にしただけで他の半分を明に示して居ないのである。それでは今述べた反定立の定立に對する反對々立性と所謂雙關的對立性とは如何に異なるか。後者はもとより辨證法の一般論理性の故に前者を含むものであるが、併し特に後者は前者の上に何ものを附加へることに由り成立するのであらうか。私はこれ

を次の如き比喩から説明して行きたいと思ふ。今平面上に原點 $O$ をとり、これを判斷の起點乃至立場と想像する。この $O$ から一點 $A$ に至る距離 $OA$ を $+$ で表はし、これが一の定立を代表するとする。この定立肯定に於ては $+$ の意味は宗全に限定せられ何等の不定を残さないと考へて置かう。さてこれだけの豫想の下に、若し否定即ち反定立が必然に $-A$ を意味するならば、否定は肯定と同じく完全に規定せられたものとなるであらう。何となれば $-A$ 、即ち $OA$ と反對の方向に $OA$ の長さに等しい距離を計つた $-OA$ は、如何なる意味に於てもその規定が $+$ 、即ち $OA$ に劣るところは無いからである。私はこのやうな完全に相對應しつゝた $+$ の方向の反對なる如き一對のもの、の對立を假に雙關的對立性と呼ぼうと思ふ。辨證法は否定を肯定に對し斯かる雙關的對立に立つものと考へ、それに由つて反定立の定立に少しも劣るところなき積極的規定を有することを主張しやうとするものである。然るに私の上に述べた所から考へるならば、一般に綜合論理は $OA$ 、即ち $+$ の定立に反對々立をなすものとして、 $(x)$ は $OA$ と正反對の方向に任意に $O$ から引いた直線の端を表はす、即ち $-x$ を反定立たらしめるものである。もとより $-OA$ 、即ち $-A$ は $-Ox$ 、即ち $-x$ の或特殊な場合としてそれに含まれるけれども、 $+$ の否定としての反定立といふ概念には $-A$ といふ限定は含

意せられずして、一般に任意の $-x$ が意味せられるのである。曩に述べた如く、質を量
 化するといふのは質を量に還元することではなく、質の本質を維持しながらそれに
 量的意味を結合することであつた。 $+A$ の否定はたゞ $OA$ の方向と正反對なる方向へ
 同一なる直線上の動きを轉ずることを意味するだけで、量的に $OA$ と等しい長さ $-OA$ を
 とることを意味しはしない。それは $OA$ に對し $-Ox$ といふ反定立の方向を定めるだけ
 である。これは方向としては勿論 $OA$ と同程度に積極的なる意味を有するものであ
 つて、 $+A$ 同様に無ならぬ有であるといはなければならぬ。是れ右に於て量化せられ
 たる否定の積極的意味を説き、それを肯定と同等の資格に於て反省的實在性を有す
 るものと認めた所以である。併し此様な反省的立場に於て定立と實在的反對々立
 をなす反定立は、定立の有する如き内容上の規定を有することを必要としない。 $OA$ 
 と反對々立をなすのは $-OA$ に限らずして任意の $-Ox$ で充分なのである。論理的形式的
 意味の上から必然に思惟せられる $+A$ の反對は $-A$ でなくして $-x$ である。 $-x$ を特に $-A$ 
 に限定するものは已に單なる論理の否定でなくして、その外の何ものかでないれば
 ならぬ。こゝに前から私が説いたところの否定の不定性なるものがある。もどよ
 りこれは曩に述べた如く、理念の非課題性有限性を前提するとき脱却せられるもの

である。併し今はこの前提を離れ、理念の無限課題性を認める立場で、この否定の否定性が除かれ得る爲めの前提を求めて居るのである。それではその前提は何か。已に論をこゝまで進めて來た以上、この間に對する答は直ちに導かれること明白であらう。即ち辯證法の妥當する領域そのものを今述べた意味に於ける雙關的對立の支配する範圍に限ること、これである。辨證法の否定性が反定立を定立と同等に積極的規定を意味するものたらしめるのは、本來辨證法が任意の思惟對象一般の形式に關する一般論理の立場に立つのでなくして、或内容的に限定せられた對象領域の絶對否定的綜合的組織に關する特殊論理の立場に立つことに由るのである。

それでは斯かる雙關的對立性の範圍といふのは如何なるものであらうか。私はこれが意識であると思ふ。意識の一般的本質の何たるかは別に精細なる研究を必要とするものであるが、意味志向とそれの充實との内面的統一といふことに由り大體これを概括することが出来るであらう。然るにこの志向と充實との内面的統一といふことは普通に我々が意志活動と稱して居るものに於て最も完全なる姿で體驗せられるものである。この意味に於て意志は意識の範型となる。それ故我々はこのことを意識の本質が意志であるといふやうに言表はすことが出来る。その意

味は意識の特殊なる作用としての意志から他の凡ての意識の作用が誘導せられるとか、或は一切の意識現象の根柢に意志作用が隠れたる原動力としてはたらいて居るとかいふことではなくして、今言つた如く意志の體驗が凡ての意識體驗の範型であり、如何なる意識の體驗にも必ず意志の形相が備はるといふことである。さてこのやうな意志の形相に於ては明に雙關的對立性が成立し、又意志の形相を外にしては雙關的對立性の成立する地盤は無いと思はれる。意志とは所謂目的觀念の内容として思ひ浮べられた事態が直接の體驗に於て充實せられるやうに、意識そのものが内面的に發展するその化成を謂ふのである。この内面的統一的發展そのものは意識を承認する以上必然承認せられなければならないものであつて、これを否定することは意識を否定することであり、従つて凡てを否定することである。この體驗は他から誘導せられることの出來ぬ絶對原始事實である。それは否定と消極とに對立することなき絶對的積極性をもつ。然るにこの絶對に積極的なる原始事實に於てその必然なる契機として含まれる志向の内容は、肯定的積極的事態であることが出來ると全く同様に否定的消極的事態であることも出來る。或事を好み欲するのは前の場合であり、或事を嫌ひ欲しないのは後の場合である。好みもせず嫌ひも

せず、欲するのでもなく欲しないのでもないといふ意識の態度は、積極消極の兩事態に對する志向が未決定的に繼起することを意味するのであるか、或は兩者が對立して夫々の方向に於ける意識の發展を互に抑制し合ふことを意味するのであるか、何れにもせよ已にそれが意識内容として體驗せられる限りは矢張この積極消極の兩種の志向に還元せられるものである。意志の志向は斯くして一般に積極消極の對立に現れるのである。併しながらこゝに重要なことは、この對立が初めから志向と充實との内面的統一としての絕對積極的原始事實の内に於ける部分的對立であつて、この原始事實の絕對積極性を兩者が全然同等に分有することである。『欲せない』といふのは絕對に積極的なる意志體驗の上に於ては『欲する』といふのと全く同等に積極的なる内容である。知的反省の立場に於ては『欲せない』といふ述語は、單に『欲する』の否定であることも出来るであらうが、意志體驗の上に於ては、『何々を欲せず』といふのは、『何々でないことを欲す』といふ意味に限る。(文法上否定が本動詞に關係する場合も、態様助動詞に關係する場合も命題の形式は同一なるところから、兩者の間に意味の推移があることは、この見地に於て理解せられると思ふ。) 積極消極何れの志向に於ても意志作用の志向的内容は全く同様に限定せられて居

る。これに對し、或事を欲せずといふのが、その事態の否定に相當する消極的事態を志向する意志作用を意味するとするならば、それは判断の否定に於けると同じく、單にその事態の定立の抹殺せらるべきことに關するのであるから、判断の否定が不定性を脱却しない以上、意志の消極的方向もまた同様に不定性を免れなくはないか、といふ疑が起るのは、直接なる意志體驗をそれに對する知的反省と混同する爲めである。本來判断の否定に於ては充實の不能は、どこまでも外から規定せられたものに屬するのであつて意志の支配するところでない。然るに意志の消極的志向に於ては、たゞ斯かる外面的に充實不可能なる事態に關はるのでなくして、意志の志向そのものが内面的に發展して一の積極的事態に達し、それが知的に反省せられ、ば否定的事態に相當する如くなるのである。即ち意志の消極的志向は知的には消極的であるけれども、意志そのものの立場に於ては積極的であり、従つて其立場では、所謂積極的志向と全く同等に限定せられたものなのである。判断の場合には定立の拒絶抹殺は判断の外にあつてこの定立と矛盾する積極的事態に動機附けられるのであるから、判断そのものに於てこの拒絶抹殺をなさしむる積極的事態を規定することは出来ない。然るに意志の場合にはその否定する事態を否定的ならしむる積極

的事態は意志自ら規定するのであるから、知的反省の立場に於て命題に陳述すればこそ否定消極的であるけれども、意志そのものの立場に於てはそれは積極的志向の場合と全く同様に限定せられ、これと同程度の積極的規定を有するのである。意志の志向するものは不定であることは出来ない。志向するといふことが必然に志向せられるものの限定を含蓄する。消極的志向の場合にも志向せられるものは積極的志向の場合と同様の積極的規定を有するのでなければならぬ。即ちこの場合には以前用ゐた比喩を移していふならば、Aを欲するのが $+A$ であるとき、Aを欲しないのは必然に $-A$ であるといはれる。勿論何々を欲するとか欲しないとかいふ命題は、已に意志そのものの立場に立つのでなく、知識の立場に反省して言表はされたものであるから、 $+A$ の否定を $-A$ と限定すべき理由は少しも現れずに、以前の場合同様 $-x$ が $+A$ の否定である如くに見えることを免れない。併し意志そのものの立場に於ては $+A$ の反対は $-A$ である。この立場には $-x$ なるものはない。Aの反対の事態を志向するといふとき、志向せられるものは $-A$ なのである。判断の否定に於ては單純に事態が志向せられるのでなくして、却て志向が否定せられ、この否定を通して新しき事態が間接に定立せられるのである。否定判断が判断の判断であるといふやうな解釋を

喚び起こしたのも、その爲めである。然るに意志の消極的志向に於ては志向が否定せられるのでなくして、否定的事態が直接に志向せられるのである。前の場合には $+A$ が否定せられて不定なる $-x$ がこれに對立するに止まるけれども、後の場合には $+A$ の反對としてこれと雙關的なる $-A$ が志向せられるのである。此事は裏から觀れば必然に $+A$ の意味も知的反省の場合と意志體驗の場合とで異なることを含意するのであつて、右に述べた所から直ちに推定せられる如く、前の場合には志向と充實との關係が外面的偶然的であり、それに反し後の場合にはこの關係が内面的目的論必然的である。即ち意志の體驗に於ては積極的志向も消極的志向も直接に絶對積極的原始事實として同等の限定をもち、雙關的對立に於て相對應する。而して判斷もその意味對象の側面に於てでなく、直接に意識の作用といふ側から觀られる限り、肯定と否定とを雙關的に相對立する同一主張作用の種別たらしめるのは、それが作用として意志の立場から觀られる爲めである。前に述べた如く質を量化することは定立と反定立とに共通の根柢となる同一普遍の媒介を反省することを意味するが、斯かる根柢を反省することは即ち定立と反定立とを既成なるものの、直接現前の立場からその生成の立場に移し、これを生成過程の成果として觀ることに外ならない

から、この反省の立場に於ては意識の作用としての定立と否定とが論理化せられることになる。定立と反定立とが單なる質の矛盾對立から、同一なるものの反對なる二方向として反對々立に移されるのは、右の作用としての雙關的對立がともかく論理の立場に反映せられるのに由るのである。併し意志は論理に盛り切れない。作用は論理的意味に蘊し盡されない。方向の反對として論理的に反省せられても、意志の立場で雙關的に對立する志向作用として肯定と否定とが具有する性質が悉く論理化せられることは出来ないのである。論理の反對的對立は意志の雙關的對立の投影に止まる。前者が單なる論理の質的對立と異なる實在的對立の意味を有するの、意志體驗の上に於ける作用の實在的對立性を傳承するに由るのである。意志の立場に於ては凡てが實在的關聯に立つ。こゝに於ては單に觀念的即ち非實在的なるものは無い。凡てが活動の力をもつて互に促進或は沮止する。カントが實在的對立に於ける負量の概念の妥當する對象界と看做した經驗的自然の世界に於て力の關係として現れるものも、本來は自我の意志的體驗を客觀的に投射したものに外ならない。フイヒテが知識學に於て唯一の窮極的原始的實在として説いた自我の純粹活動たる所謂事行は即ち意志體驗である。その活動のそれ自身に由來す

る自由なる自己制限としての非我は、論理的に反省すれば否定として消極的に言表はされる外ないが、直接に體驗せられたものとしては、原活動を制限する反對の活動として、前者と全く同様の積極性を有する。斯かる實在的關聯の統一全體としての意志體驗を反省し、抽象的に固定した結果が所謂觀念的なるものの論理的關係として現れるのである。後者の立場に於ける質の論理的矛盾對立を量化することに由り反對々立に移るといふのは、これをその具體的本源なる前者へ復歸せしめやうとする論理そのものの發展に外ならない。その極限的目標は實在的意志的對立の雙關性にある。この意志體驗の立場に於てのみ、定立と反定立とが全く同様に積極的なるものとして所謂實在的對立の關係に立ち、完全に雙關的に相互を規定するのである。リツカートなどが價値の特色として否定の二重性を説くのも、價値的命題を單に論理的形式的に觀て論理の否定を容れると考へられる外に、價値をそれ自身として意志體驗の立場から觀るときに、積極的否定としての反價値を認めなければならぬことを意味するのであらう。實は併し價値が價値として二重否定を容れるのではなく、論理的反省の立場と意志體驗の立場とで否定せられるものが初めから異なるのである。價値といふ概念の否定でなく、價値そのものの否定はたゞ意志體驗

の上に於てのみ存するのであつて、それは積極的に、價值肯定と全く雙關的に實在的對立をなすものである。何等か不定性を残すところの否定は已に意志體驗の立場を離れた論理的反省の抽象的立場に於て現れるのである。完全に積極的なる規定を具へて雙關的に定立と相對立する否定は、意志體驗の實在的立場に於てのみ可能であり、而して意志の實在的立場に於ける否定は必ず完全に積極的であつて定立と雙關的對立を成すのである。

右に述べた如く意志體驗の能作(所作)關聯に於てのみ定立反定立の雙關的對立が成立するとすれば、辨證法の妥當するの領域を思惟對象界一般でなく意志體驗の世界、或は一般に意志をその範型とする意識體驗の世界とする場合、而してその場合にのみ、辨證法の否定性の特色たる雙關的對立性が承認せられることとなる。これを言換へれば、辨證法の論理に於て開展せられる範疇は單なる純粹論理に屬するものでなくして意志の論理に屬するもの、その意味に於て精神生活の範疇といふべきものである。それ等の範疇の意味は單なる反省的思惟の立場に於て理解せられるものでなく、意識の直接具體的なる體驗に由つてのみ理解せられるものである。この事は特にヘーゲルの論理學の第三部たる概念論を觀れば明に認められるであらう。

細點に於ては色々問題となるところが少くないにも拘らず、私は大體から觀て第一部『有』論を純粹一般論理に配し、第二部本質論を對象論理(カントの先驗論理)に配當することが出來はしないかと思ふのであるが、それに對し第三部概念論は自覺の論理、精神の論理といふべきものと思はれる。勿論自覺の本質たる主觀客觀の合一が主觀客觀の合一としてそれ自身自覺せられるのは、概念の最高の段階理念に於てであるが、已に概念なる範疇は一般に個別的なる完全限定の特殊を通じて自己自身を維持し、それ等を生かすところの自由なる力としての全體的普遍を意味するのであるから、それが精神生活そのものの範疇に外ならないことは明であらう。その契機としての個別性が所謂 *das Wirkende seiner selbst* 即ち自己に發して自己に還る自己内の能作者を意味し、能作者 *das Wirkende* 即ち現實 *das Wirkliche* を考へられるところから、概念は『現實の生ける魂』と呼ばれるのであるが、その所謂現實とは精神生活の直接なる體驗内容を指すことは疑無い。所謂『概念の判断』 *Urteil des Begriffs* に於て善惡眞美等の價值判断を考へ、普通には判断對象に對する判断主觀の信憑態度の相違を表はすと考へられて居る判断の様態に、現實の個別的體驗のその根柢となる普遍的絶對的精神に對する關係に於て成立するところの價值性、換言すれば主觀の客觀的意

義の様態を置換へたことは最も明白にこのことを實證する。辨證法の範疇としての概念は價值實現の内面的目的論的關聯をなす精神生活の範疇に外ならない。デイルタイの所謂『生の範疇』こそヘーゲルの概念に相當するものであらう。其故論理學の三部に相當してヘーゲル哲學の體系全體の三部門が立せられ、而して第三部門たる精神哲學が即ち論理學の概念論の具體的實現に相當するものも當然のことである。この實現の過程、殊にその中間段階として論理學そのものから自然哲學に移る進行、或はそれに相當する論理學の内部に於ける『有』論から本質論への發展、更に概念論そのものの内に於ける主觀的概念から客觀への轉移といふ如きものは、たゞ我々の意志體驗の上に於てのみ自證せられるところの、意志がそれに對抗する反對の力を通して自己を豊富にし發展するといふ精神生活の根本事實を表現するものであつて、決して一般的なる純粹論理の立場から導かれることではない。斯くて私は辨證法が單に純粹論理の立場で成立するものでなくして、具體的なる意志の體驗に基く精神生活の論理に外ならざること一般的に結論し得ると思ふ。

此事はヘーゲル哲學の歴史的由來を考へてもその當に然るべき所以を理解することが出来るであらう。カントが客觀を理性的主觀の所産とする觀念論的テーゼ

の上に建てた唯心論の、未だ完全なる體系的統一を具有せず、内に物自體の異物を殘留するの不整合を犯すことを問題として、カントの精神に従ひ完全に觀念論的テーゼを徹底し、一切を自我の自由なる活動から演繹しやうとしたのがフイヒテの知識學であるが、これに於て始めて辨證法が哲學思索の方法として意識的に用ゐられ、カントに於て範疇の形而上的演繹に僅に萌芽として含まれた反對の綜合の思想が、その先驗的演繹論に於ける意識の先驗綜合の說に由つて内面的に深められた形に於て、こゝに哲學的方法の原理となつたのである。このフイヒテが質の論理的矛盾を量の交互限定に化することに由り貫徹しやうとした綜合の内容は、明白に自我の自由なる意志活動とそれに實在的に對抗する反對障礙との消長である。こゝに辨證法は初めから意志體驗の論理として發現した。而してフイヒテの初期の知識學が自我の反對障礙の定立に於て遂に脱却し得なかつたところの二元論を止揚して、主觀と客觀の對立をそれ自身同時に『主觀客觀』なる無差別的同一者の發展勢次の量的相違に歸さうとしたシェリングの先驗哲學體系は、知識學よりも一層多く辨證法を用ゐると同時に、それが意識體驗の論理なることを却て知識學に於けるよりも稍不鮮明ならしめて居る。これは知識學が二元對抗の體系なるに對して先驗哲學體

系が一元無差別の體系たるに由るのであらうか。併しこゝに於ても辯證法が單なる思惟對象一般の反省の論理でなく、生産的であると同時に反省的なる精神の自己分裂歸一の論理なることは決して見失はれては居ない。たゞその歸一の一面を高調するの餘り對立の演繹が不充分となり、藝術的なる知的直觀を以て無差別同一の絶對を諦觀することを哲學の窮極となすに至つて、辯證法の論理は全く第二次的從屬的位置に貶せられざるを得なかつた。ヘーゲルはこのシェリングの知的直觀に學としての哲學の立場から反對して、その代りに辯證法の論理を哲學の機關となし、カントから殘されてフイヒテに繼承せられた理性の全領域に互る精神生活の一元的演繹を、それに由つて果さうと欲したのである。其故辯證法は絶對としての精神の論理であつて、我々がそれを實現するのも意志體驗を範型とする精神生活に於てする外ない。單に反省的なる抽象的思惟に由つてこれを完全に理解することは出來ぬ。それは純粹論理の立場に於て成立する能はざる獨特の意味内容を有するのである。

右の如く、辯證法の特徴をなす否定の積極的規定性は定立反定立の雙關的對立性に基くものであり、而してこれは意志體驗をその範型とする精神生活に於て始めて

成立するものであるとするならば、辨證法の妥當はこの精神生活の領域に制限せられるものであること疑を容れない。勿論それは思惟の方法として論理性を要求するのであるから、思惟一般の論理としての純粹論理と矛盾するものでなく、これを廢棄せんとするものではない。この事は私がこの論文に於て初めから立論の前景に露はすことを常に努め來つたことである。辨證法の特色は純粹論理を前提した上で、更にその全範圍の内から或特定の領域を限り、それに於てのみ成立する特殊の内容をもつ論理たるところに存在する。今否定性の研究に由つてその妥當する領域が精神生活そのものの領域なることを知つた。こゝから辨證法が特に歴史的社會的認識に於て獨得の意味を有する所以を了解することが出来るであらう。デイルタイなどが力説した如く精神生活は本來歴史的社會的なのであつて、意志體驗を範型とする精神生活の具體的構造はその本質上、過去を現在に含むといふ意味に於て歴史的存在であり、他我と自我との交互關係を自我の體驗に含むといふ意味に於て社會的存在である。辨證法の妥當の領域が精神生活の領域であるといふことは、換言すればそれが歴史的社會的領域であるといふことに外ならない。定立と反定立とが雙關的に對立して實在的に相互作用する辨證法の世界は歴史的社會的現實界である。

ヘーゲルの辨證法的論理的發展が歴史の時間的發展に入込むのは如何なる根據に由るかといふ問は、屢々ヘーゲル哲學の解釋批評に於て提出せられるところであるが、私はこの問に答へるのに論理的の根據を示すことを以てすることは出来ないであらうと思ふ。本來此問は辨證法を純粹論理の立場で成立するものと解し、その概念の論理的發展がそれ自身非論理的なる歴史の時間的發展に於て實現せられると看做すところから起るものかと思はれるが、果してさうであるならば此問の前提が虚偽であつて、此問そのものが従つて根據の無いものとなるのを免れなくはないであらうか。辨證法は決して純粹論理の立場で成立したものではない。それは本來歴史的なる精神生活の論理として成立したものである。従つてその範疇の概念的發展は必然に歴史に實現せられるべき意味をもつ。若し歴史的社會的現實に適合しなければ辨證法がその本來の成立を過つたのでなければならぬ。辨證法が正しく發展せられてある限りそれはその本質上必然に歴史的社會的生活の論理となるのである。然しながら翻つて考へると辨證法も既に現實生活そのものでなくして、現實の精神生活を反省する思惟の論理である。現在に生きる過去と、自我に於て生きる他我との綜合として、現在の私の體驗に於て成立する歴史的社會的精神

生活を普遍なるものの特殊化せられた個別的のものとして概念の組織に由り理解するものが辨證法の職分である。然るにその現在の我の内容は無限に發展して已まざるものであるから、従つてそれに於て生きる過去と他我とも常にその意味を新にするものであつて、其結果辨證法の立するところの普遍なるものの特殊化としての個別といふ組織は、常に現實に相對的に進歩するといふ暫定性を脱することは出來ないものとなる。勿論辨證法が精神生活の反省に於ける概念的組織の範疇を單に論理學として展開する間は、その論理的展開の正しき限り、それは精神生活の本質形相を表はすものとして絶對的妥當を要求することが出来るでもあらう。併し一度それが現實と關係し現實の組織としてはたらくに及んでは、その成果の妥當はたゞ現實に對する十全適合 *Adiuation* に於てのみ成立するのであるから、現實の無限なる進展と共にたゞ相對的暫定的たるに止まらなければならなくなる。即ち辨證法は意志體驗を範型とする精神生活の論理、特に歴史の論理として獨特の意義を有するものであるけれども、その現實の反省理解の妥當性は、恰も前に一般に純粹論理の概念的綜合の現實に對する妥當に關して述べたところを、そのまゝ精神生活の具體的論理としての辨證法の立場に移して、前と同様に現實に對する相對性即ち暫定性

を免れないものであると考へられなければならぬ。これ一般に論理と現實、概念と事實との間に存する交互關係に基くのであつて、一方に於て現實は論理により事實は概念に由つて始めて知識の對象として成立するのであると同時に、他方論理的概念の現實的事實に對する妥當はたゞ後者に十全適合することにのみ存する爲めである。斯くて辨證法はその領域を歴史的社會的なる精神生活に制限することに由つて、純粹論理の能くせざる否定の積極的規定性を獲得するに拘らず、一般に論理の制約としての現實に對する依屬を免れることは出來ず、その概念的組織の暫定性を脱却せざるものなることが結論せられる。

このことはこれを特殊の問題に限定して考へるとき精神生活の自由といふ重要な事柄に關係をもつ。前に述べた純粹論理の立場に於て概念的綜合が暫定的妥當性をもつに止まり、法則的普遍を意味する概念から特殊の個別的現實を發出せしめることは出來ぬ、前者に基く豫料はたゞそれ自身に於て存する後者との一致に由つてのみその正當なることを確められるのであつて、不一致に際しては後者と適合するやうに前者が變改せられなければならぬのであるといふ思想は、一般に現實に於ける偶然の根據を理解せしめるものである。偶然といふのは絶対に法則に従は

ざる事實の謂ではない。一切事實の中に法則に従ふものと法則に従はざるものと二群があつて、前者を必然的といひ後者を偶然的と稱する如きものではない。さうでなくして凡ての事實は法則に支配せられるものたることが人間の認識の要求なのであるけれども、この要求はたゞ理念たるに止まり、法則の暫定的性質の故を以て、常に既存の法則から演繹せられない現實の事實のあることを免れないところに偶然の根據があるのである。其故一の事實が偶然であるか必然であるかは現に存在する法則の統體に依存する相對的の事柄であつて、絶對的の偶然といふ如きものがあるのではない。併しそれにも拘らず偶然一般は現存の法則如何といふ如き制約を離れて、人間認識の本性上必然に成立つものである。何が偶然であるかは人知の狀態に相對的であるけれども、偶然があるといふことは絶對の事柄である。さてこの純粹論理の立場から偶然について考へたことを、精神生活の論理としての辨證法の立場に移して觀るならば、辨證法が精神生活を論理的必然に化するのほたゞ現實の優先の下に於てのみ正當に行はれることであつて、逆に現實の一切を未だ起らざる將來にまで亘つて規定し盡すものではないから、必ずそこに辨證法に對する偶然がある筈である。この消極的に殘されたところを充たすものとして現れる積極

的内容が自由である。自由は單なる現實として辨證法の概念的組織に入込むことなき意志主觀の自發性である。辨證法の論理性は正當にはその暫定性に由つて斯かる意志の自由を必然に承認すべきものと思はれる。然るにヘーゲルは後に説く發出論理の立場と相俟つて前述の理念の非課題性絶對性を主張する。これに従へば辨證法の概念的組織は非暫定的絶對的であつて、一切の個別的現實は必然的に普遍の全體から演繹せられることになる。其故ヘーゲルの自由といふのは、斯かる自己を個別化する普遍の自己否定を通しての自己同一の自覺を謂ふのであつて、彼がこれを自己同一としての概念の絶對否定性と同一視したのもその爲めである。併し此の如きものは宇宙精神ともいふべき絶對理性の自由ではあつても、我々が個人意志の自由と稱するものではない。却て彼の汎理性主義に於ては個人の意志は所謂『理性の狡智』に由つて操られる傀儡に過ぎないのであるから全く不自由に墮する。而して理性の自由とは畢竟辨證法論理の完成の謂に外ならない。それは同時に絶對の論理的必然を意味するのである。マルクスの唯物辨證法の如きものがそれから發展するのは全くこれが爲でなければならぬ。併しこのやうに自由を辨證法的必然に化し、その意味に於て意志の自由を否定するのは辨證法の現實に對する

妥當の暫定性を認めず、現實を以てそれ自身完全に辨證法的であるばかりでなく、その規定が辨證法の論理そのものから絶對的に發出せられると假定する結果に外ならない。縦辨證法を歴史的なる精神生活の論理と認め、その否定の積極的規定性を正當に根據附けられたものとして承認するとしても、それだけでこのやうな現實に對する絶對的支配者としての論理といふ性質を獲得することは出來ない。從來の空想的社會主義に對し科學的社會主義の優越を根據附けるものとしての唯物辨證法は、充分にヘーゲルの辨證法そのものに於て準備せられ、精神の辨證法たる後者の特色に對する反定立として容易に導かれるものではあるけれども、本來ヘーゲルの辨證法そのものが單に精神生活の論理といふ立場のみから正當に演繹せられるのでないところの假定をもつて打立てられて居るのである。即ち現實が完全に辨證法に支配せられるといふ假定と辨證法が發出論理として概念の普遍から完全に現實の個別を導き得るといふ假定とが是れである。第一の假定は齟して言へば辨證法が單に實在を反省し理解する爲めの論理でなくして、實在そのものの理法であるといふことに外ならない。これは私が初めに辨證法の特色の第三のものとして掲げたところの辨證法の實在性より外の何ものでもない。而してこの假定が第二の

假定即ち私が初めに辨證法の第四の特色と呼んだところの辨證法の發出性に對する前提となることも明である。斯くして今や私は辨證法の否定性に關する考察を終を告げて、次に辨證法の實在性を検討しなければならぬ。これに由つて辨證法の特色が一層明にせられるであらう。(未完)